

# 所得税の確定申告

確定申告に関するお問い合わせは、

**越谷税務署**

☎ 965・8111

(音声案内) まで

## 確定申告が必要な方

□ 事業を営んでいる場合や不動産収入がある場合、土地や建物を買った場合などで、平成21年中の所得金額の合計額から、配偶者控除、扶養控除、基礎控除などの所得控除の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額から、税額控除を差し引いて残額のある方

□ 給与所得者で次のいずれかの要件に該当する方

- ① 給与収入が2千万円を超える方
- ② 2カ所以上から給与を受けている方
- ③ 給与所得の方で、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ④ 同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受けている方

## 確定申告すれば所得税が還付される方

次のような場合は、確定申告書を提出することにより、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

□ 平成21年の途中で退職し、年末調整を受けなかった方

□ 給与所得者で、次のような方

- ① 多額の医療費を支払った方
- ② 住宅ローンなどを利用して、平成21年中にマイホームを新築・購入または大規模な修繕・増築をした方
- ③ 災害や盗難などにあった方
- ④ 一定の要件に該当する寄附金を支払った方

□ 源泉徴収された配当や原稿料などの収入が少額で、その他の所得もあまり多くなかった方

※ 還付の確定申告書は、2月15日(月)以前でも越谷税務署へ提出できます。

2月16日(火)～3月15日(月)は納税する方の確定申告書の提出で、申告会場が大変混雑します。還付の確定申告書を提出される方は、お早めにお願います。

## 確定申告に必要なもの

市民税・県民税の申告に必要なものと同様です。右の頁を参考にしてください。なお、確定申告の内容によっては必要なものが異なる場合がありますので、越谷税務署までお問い合わせください。また、還付申告の場合、還付金の振込先口座(本人)の口座番号のわかるものが必要です。



## 確定申告の提出方法

■ 申告会場での提出  
越谷税務署 (〒343-8601 越谷市赤山町5-7-47)

受付日	受付対象者	受付時間
1月4日(月)～2月15日(月)の月曜日～金曜日 ※祝日を除く	還付申告の方 (住宅借入金等特別控除を受ける方含む)	午前9時～午後4時
2月16日(火)～3月15日(月)の月曜日～金曜日	確定申告の必要な方	

## 日曜申告相談会

越谷税務署では、2月21日(日)、2月28日(日)の2日間、「日曜申告相談会」を実施します。

ただし、日曜申告相談会では現金納付の窓口業務は行っておりません。

## 自書申告をお願いします

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書・収支内訳書などの提出書類を、ご自分で正しく作成し、郵送等により提出していただく、「自書申告」を推進しています。ご自分で確定申告書が作成できるような相談・指導も行っていきますので、ご協力をお願いします。

## 越谷税務署案内図



○ 次の確定申告をする方は、市民税・県民税申告会場で受け付けができません。越谷税務署に申告をお願いします。

## 青色申告

① 青色申告  
② 所得税の住宅借入金等特別控除の還付申告  
③ 事業所得(営業・農業)、不動産所得で収支内訳書ができていない方の申告

## 平成21年から事業を始めた方の申告

- ④ 平成21年から事業を始めた方の申告
- ⑤ 給与明細書(源泉徴収票のない方)による還付申告
- ⑥ 株、土地、建物などの譲渡所得の申告
- ⑦ 雑損、寄附金(ふるさと納税)控除などの申告
- ⑧ 利子所得、配当所得、損失など事例の少ない申告

## 市民税・県民税申告会場で受け付けできる簡易な確定申告

▽ 給与所得・年金受給の源泉徴収票(原本)をお持ちで、次のいずれかの要件に該当する方  
① 医療費控除を受ける方の還付申告

## e-Tax

確定申告期間中、e-Tax

領収書(原本)は医療機関ごとに集計し、必ず合計をしてお持ちください。医療にかかった領収書と保険などで補てんされた金額がわかるものをお持ちください。

## 納税は期限内に

確定申告による所得税の納期限は3月15日(月)です。納期限までに金融機関または税務署で納付ください。確定申告書提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。また、納付税額が30万円以下の場合には、越谷税務署窓口でバーコード付納付書の交付を受け、コンビニエンスストアで納付することができます。

## 振替納税を利用される方は、4月22日(木)に指定の口座から自動的に納付されます。

## 贈与税の申告

平成21年中に贈与を受けた方の贈与税の申告受付は、2月1日(月)から3月15日(月)までです。

申告書の作成は、国税庁ホームページの「[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)」の「**便利な「確定申告書等作成コーナー」**で!!

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などを作成できます。作成した申告書等は、プリンタを使って印刷した「**書面**」により、税務署に提出することができます。

「e-Tax」を利用する方にもおすすめ!

「確定申告書等作成コーナー」でe-Tax用のデータを作成して、電子申告(e-Tax)をすることもできます。

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

① 最高5,000円の税額控除

平成21年の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行くと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます(平成19年分または平成20年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません)。

② 添付書類を提出省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出または提示を求められることがあります)。

③ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

※パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。

- ～ e-Taxをご利用いただく前に～
- Step1** 電子証明書を取得(費用がかかります)し、ICカードリーダーライターを購入します。
  - Step2** 開始届出書をe-Taxホームページの開始届出書作成・提出コーナーから所轄の税務署に送信します。
  - Step3** e-Taxの初期登録(電子証明書の登録等)を行います。
- 詳しくは、国税庁ホームページで確認するか越谷税務署にお尋ねください。